



## “「リサイクル」で循環型社会の形成”

### 新たなリサイクルへの取り組み

みなさんは、「循環型社会」という言葉をご存知でしょうか？「循環型社会」とは環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、有効に使うことで廃棄するものを最小限に抑える社会のことを言います。「循環」という言葉が含まれているのは、リサイクルされることにより物事が一ヶ所に留まらずに巡る状態や、姿を変えながらも本質は存在し続けるという考え方を示しています。

政府は今後目指すべき社会像として「リデュース (Reduce=ごみを出さない)」、「リユース (Reuse=再使用する)」、「リサイクル (Recycle=再生利用する)」の3Rを循環型社会の実践的な行動指針として掲げています。

現在、鬼北町では空き缶・ペットボトル・トレイ・古紙などのリサイクルに取り組んでおりますが、町内全体から排出されるゴミからすれば、これらリサイクルされる資源ゴミは、ほんの一部に過ぎません。これらの処分される資源ゴミを少しでも有効活用するため、新たに資源ゴミとしての品目を増やし、回収していくこととなりました。今回から取り組む品目としては「ガラスビン（飲料用・調味料用に限定されます）」、「古着・古布（使わなくなったり、着れなくなった衣類や布）」を予定しております。これまでは、それぞれ可燃ごみ・不燃ごみとしてステーションに排出されていたのですが、新たに回収し少しでもリサイクルできればと計画しています。

また「廃食用油（植物原料で作られた、天ぷらなどを揚げた液体状の食用油で、使用済みまたは賞味期限切れのもの）」について、これまで役場本庁・支所、各公民館での回収を行っていましたが、広報きほく8月号にて紹介しております「愛媛エコ・アクション・ポイントクラブ」へ鬼北町としても参加することとしました。

### リサイクル資源の回収場所

○鬼北町役場 / ○日吉支所 / ○各公民館（近永・日吉を除く） 合計6箇所

排出可能時間

ガラスビン . . . いつでも排出できます  
古着・古布、廃食用油 . . . 午前8時30分 ~ 午後5時15分まで※

※ガラスビンは屋外回収のため常時排出可能ですが、古着・廃食用油については湿気や火気を避けるため屋内回収としておりますので、各施設の開錠時間内のみ排出可能となります。

## ガラスビンの回収について

### 【 回収可能な製品について 】

飲料用では・・・ビール・酒・ワイン・ジュース・栄養ドリンクなど

調味料では・・・醤油・酢・麺つゆ・ラー油・タバスコ・サケフレークなど

上記は一部の例です。飲食用製品が入っていたのであれば、色や形に関わらず回収できます。

ガラスでできた製品には様々なものがありますが、全てのガラス製品について回収できる訳ではありません。今回から回収されるガラス製品は、リサイクルされ飲食製品用の容器包装として再び使用されます。そのため飲食製品用に使用されていたガラス製品しか回収することが出来ません。

耐熱ガラスの食器や調理器、哺乳瓶などはガラスの性質が違いますので混入しないよう、農薬や劇薬などが入ったビンはリサイクルする際、有毒なガスを発生することがありますので絶対に混入しないよう、分別をしっかりと行い排出していただきますようお願い致します。

※注意!! 清酒やビール、牛乳ビンの中には「リターナブルビン」と呼ばれ、左にあるマーク（Rマーク）が刻印されているビンがあります。これらのビンはきれいに洗淨され、中身を詰め替えて使用されるビンのため、販売業者が回収しております。今回からの回収ではリターナブルビンは回収できませんので、マークの有るか無いか確認いただき排出するようにしてください。



### 【 排出方法について 】

「無色」・「茶色」・「その他の色」の3色に分別して回収することとなります。

（淡い色や薄い色がついて迷う場合は、その他の色のキャリーに排出してください。）

各回収場所には色毎に分けたキャリーを設置しておりますので分別して排出してください。

キャリーは屋外に設置しておりますので排出はいつでも行えます。

割れた状態のものでも回収できますが、安全のために極力割らずに排出するようお願い致します。

《 排出までの手順 》

#### ①キャップを取る。

（中栓は無理に取らないで、そのままでも構いません）。



#### ②中をサッとすすぎ、ラベルをはがす。

プラスチック製のラベルは綺麗に剥がせますので必ず剥がしてください。

シール状のラベルは無理にはがさなくても構いません。



#### ③回収場所にて3色毎に分別して排出してください。

なお、今回新たに設置します回収場所へ排出が困難な場合（回収場所への便が無い、高齢のため持って行くことが出来ないなど）は、これまでどおりドラム缶への排出も可能です。

リサイクル可能のものは出来る限り再利用する計画ですので、ご不便をお掛け致しますが、新たな回収場所への排出にご協力ください。

## 古着・古布の回収について

### 【 回収可能な製品について 】

古着・子供服・Gパン・スカート・浴衣・スーツ・靴下・下着などタンスの中にあるものならほとんど、タオル・おしぼり・帽子・布団（綿入りのもの限定）・シーツ・毛布も回収できます。

※ 上記は一部の例です。クリーニングの必要はありませんが、自分でも使える状態、タンスにしまえる状態のものを排出してください。回収できるかどうか不明な品目については、環境保全課までお問い合わせください。

ほとんどの布製品は回収できるのですが、絨毯・各種マット・ペットに使ったタオル（毛布）や、濡れたもの・酷く汚れたものは回収できません。

### 【 排出方法について 】

濡れたままですとカビの原因となり、他の物まで汚すおそれがありますので、必ず乾いた状態で排出してください。排出の際にはナイロン製の袋に入れての排出となります。衣服の種類ごとに分ける必要はありませんので、1つの袋に全てまとめて排出いただけます。

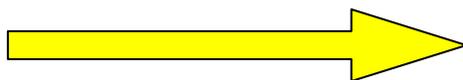
回収される古着はカビてしまうとリサイクルできませんので、水気を避けるため各回収場所を屋内に設置しております。各回収場所の開錠時間のみの回収となってしまうご不便をお掛けしますが、リサイクルへのご協力をよろしく申し上げます。

《 排出までの手順 》

- ① よく乾いているか、汚れが無いか確認する。
- ② ナイロン製の袋に入れる。
- ③ 回収場所に専用のボックスを準備しておりますので、排出してください。



汚れ・湿気などを確認後



ナイロン袋に入れて排出する



### 【 回収後のリサイクルについて 】

古着・古布はガラスビンと違い、溶解後新しい製品へと作り直すといったことはできません。

では、どのようにリサイクルされるのかというと、古着は品種・素材別に選別し、まだまだ使えるものは国内や海外へ中古衣料として再利用されます。タオルやシーツ、綿素材衣料はカットして工業用ウエスとして、それ以外のものについては、フェルト原料や固形燃料として、排出された古着・古布のほとんどが再利用されます。

また、先の東北大地震のような大規模災害時には、衣服が不足する恐れがあるため、回収された衣服のうち、リサイクル可能な衣服を必要枚数ストックして、災害に備えることとなります。

自身が着ていた服を、他人が使う事には抵抗があるかもしれませんが、しかし捨ててしまえばゴミとなりそれで終わりですが、再利用することによって多方面で活用することができます。

是非とも、回収にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。

## 廃食用油の回収について

### 【 回収可能な製品について 】

植物性の食用油で、使用済み又は期限切れとなったものを回収します。

### 【 今回の廃食用油回収について 】

これまで行っておりました廃食用油の回収では、回収された廃油は、リサイクルされ家畜の飼料などに再利用されておりました。

今回から開始する回収は、愛媛県が県内企業の協力のもと実施している環境事業「愛媛エコ・アクション・ポイントクラブ」への参加となります。

この事業では、環境に配慮した行動（エコアクション）に対して、スタンプを押してもらい、スタンプカードがいっぱいになったら特典と交換することができます。協力企業としては、「ホームセンターダイキ」が廃食用油の回収に協力しています。

今回の回収では、廃食用油をペットボトルに入れて、回収場所に持ち込むことがエコアクションとなり、この行動に対してペットボトル1本につき、スタンプ1個押してもらいます。スタンプが25個集まれば、特典としてホームセンターダイキ19店舗（宇和島市、松山市、砥部町、松前町、東温市、今治市）で50円割引券として利用できます。

回収後の廃食用油は、バイオディーゼル（軽油代替燃料）燃料として使用されます。廃食用油1ℓあたり約2.5kgのCO<sub>2</sub>を削減することができます。

なお、これまでと同様に回収用のドラム缶は据え置きしておりますので、どちらへ排出するかは排出されるご自身が希望される回収方法へ排出してください。

《 排出方法の例 》

### 【 排出方法について 】

①500mlのペットボトル（形状不問）に廃食用油を入れて排出してください。（てんかすなどの固形の異物は取り除くようにお願いします。）

②各回収場所の窓口にて担当者にお渡しいただければ、1本につきスタンプ1個を押印します。



※ スタンプカードは各回収場所の窓口でお渡しいたします。初めて回収に出す場合は、事前に窓口の担当者にお問い合わせください。（スタンプカードの交付に必要な物はありません。）

なお、地域や地元からの要望があれば、可能な限り集会所などに回収場所を増やす予定です。

ぜひ地域をあげて積極的に取り組んでいただき、回収場所増設などの依頼がありましたら、環境保全課までご連絡ください。